



申請のしおり

【久留米市移住定住促進センター】



(1)対象要件

次の要件のすべてを満たした人が対象です。

1. 久留米市への移住を検討している人
2. 久留米市、八女市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、大刀洗町、大木町、広川町、佐賀県鳥栖市、佐賀県神埼市、佐賀県基山町、佐賀県みやき町以外にお住いの人
3. 久留米市移住定住促進センター（以下、センター）に、事前に移住及び現地視察について相談した人。ただし、匿名又は連絡先等を示さない相談は除きます
4. 久留米市内で、移住のための現地視察を行う人
5. 社会通念上の良識をもって、合理的な方法で現地視察を行う人
6. 暴力団員でない人、暴力団員及び暴力団と密接な関係がない人

現地視察とは、移住のために市内事業所への求職のための訪問、住宅の内覧、その他住環境の調査及び子育て環境の見学などを目的とした市内各施設への訪問及び滞在等の活動をいいます。

(2)補助金の額と対象となる宿泊費

1. 補助金の額

グループ	最大4万円
単身	最大2万円

1人1泊あたりの補助金の額は、宿泊費が5,000円のいずれか安い方です。支給する補助金の額に、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

グループは、現地視察を実施する人とその視察に同行する人の集まりです。

2. 対象となる宿泊費

現地視察のために久留米市内の宿泊施設を利用した際の宿泊費が対象です。ただし、現地視察に必要かつ適当と認められるものであって、支払いの事実が確認できる宿泊費に限ります。また、国や他の地方公共団体等から助成を受ける宿泊費は対象外です。

宿泊施設とは、ホテル、民宿等の旅館業法または住宅宿泊事業法に基づき営業する施設をいいます。

3. 例示

①単身の場合

例1	1日目	2日目	3日目	合計
宿泊費	6,000円	7,000円	4,000円	17,000円
補助額	5,000円 (規定額)	5,000円 (規定額)	4,000円 (実費額)	14,000円 (限度内)

太枠の額 14,000円が補助金の額。

例2	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	合計
宿泊費	6,000円	7,000円	7,000円	4,000円	4,000円	28,000円
補助額	5,000円 (規定額)	5,000円 (規定額)	5,000円 (規定額)	4,000円 (実費額)	4,000円 (実費額)	20,000円 (限度額)

太枠の額 限度額 20,000円が補助金の額。

②グループの場合 (視察者A、同行者B)

例3	1日目	2日目	3日目	合計
A 宿泊費	6,000円	7,000円	4,000円	17,000円
A 補助額	5,000円 (規定額)	5,000円 (規定額)	4,000円 (実費額)	14,000円 (限度内)
B 宿泊費	3,000円	3,500円	2,000円	8,500円
B 補助額	3,000円 (実費額)	3,500円 (実費額)	2,000円 (実費額)	8,500円 (限度内)

太枠の額 AとBの合計 22,000円(千円未満切り捨て)が補助金の額。

なお、太枠AとBの合計が40,000円を超える場合は、限度額の40,000円が補助金の額です。

(3)申請に必要な書類

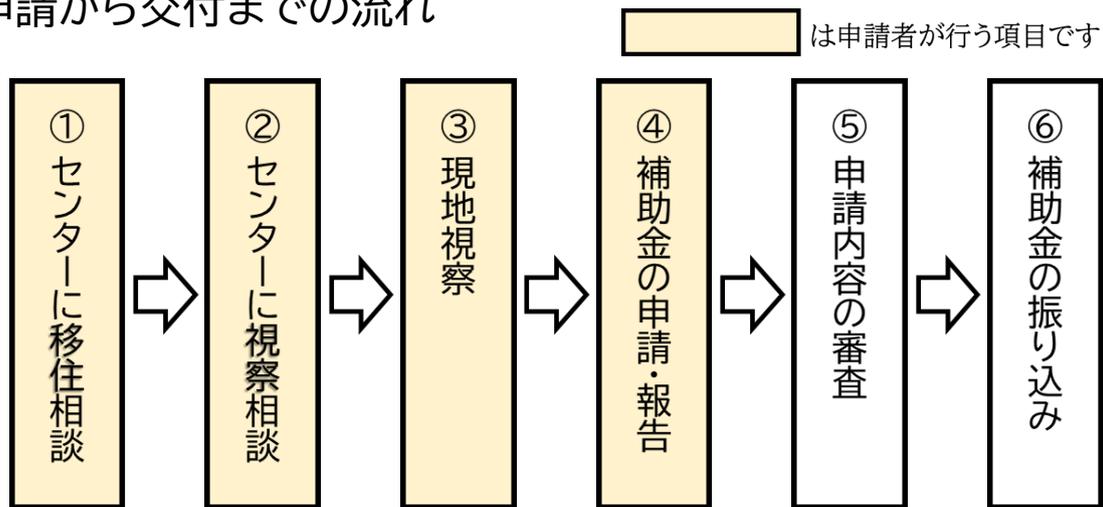
	書類名称	注記
①	申請書兼実績報告書(第1号様式)	申請書は、センターよりお渡しします。
②	経費の支払いの事実が確認できるもの	宿泊施設や旅行代理店などから発行された領収書のコピー。なお、申請者あての領収書に限ります。
③	経費の内訳が確認できるもの	宿泊施設や旅行代理店などから発行された請求(領収)明細内訳書などのコピー。なお、申請者あてのものに限ります。
④	申請者の住所が確認できるもの	運転免許証、健康保険証(公的なものに限ります。)などのコピー。裏面記載がある場合は、裏面のコピーも。 なお、個人番号カードの場合は、表面のみコピーし、個人番号が記載されている裏面のコピーは不要。
⑤	振込先口座が確認できるもの	通帳等のコピー。申請者名義の口座に限ります。 口座名義及び口座番号がわかるページをコピーください。
⑥	補助金請求書	第1号様式といっしょに、センターよりお渡しします。

その他、市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

(4)書類提出期限

現地視察を完了した日の翌日から14日を経過した日又は視察の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日

(5)申請から交付までの流れ



① センターに移住相談(申請者)

現地視察の前に、センターに久留米市への移住について相談します。
相談は、電話、窓口、メール、オンラインで受けております。

② センターに視察相談(申請者)

現地視察の14日程度前までに、センターに久留米市での視察について相談します。
相談は、電話、窓口、メール、オンラインで受けております。
※ 久留米市が実施するオーダーメイドツアーの申し込みも併せて行うことができます。ぜひ、ご活用ください。

③ 現地視察(申請者)

久留米市内の視察を実施します。

※ 宿泊は久留米市内の宿泊施設をご利用ください。

※ 現地視察の前に、必ずセンターへの相談(上記①、②)が必要です。
事前に相談があった視察のみが対象です。

※ 補助金の申請には、補助の対象となる経費の支払いが確認できる書類(領収書)が必要です。処分・紛失しないようご注意ください。

※ 経費の支払いは、必ず申請する人が行ってください。
領収書は申請者あてに発行されたものに限りです。

※ 視察は、住環境や子育て施設、公共施設・交通機関の確認など、移住を想定した活動が必要です。観光や単なる帰省等は対象になりません。

※ 現地視察が年度をまたがる場合は、センターにご相談ください。

※ 補助金の予算には限りがあります。予算がなくなり次第、補助金の受付を終了します。

④ 補助金の申請と報告(申請者)

現地視察が完了したら、センターに補助金申請書兼実績報告書を提出します。必要な書類とあわせて、(6)申請の受付場所・お問い合わせ先に、郵送(当日消印有効)または持参してください。

- ※ 申請は、現地視察を完了した日の翌日から14日を経過した日又は視察の完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日までが提出期限です。**期限を過ぎると受付できません**のでご注意ください。
- ※ 予算がなくなり次第、その年度の受付を終了します。申請を受付できない場合がありますので、ご了承ください。

⑤ 申請内容の審査(センター)

申請された書類の内容を審査します。申請受付後30日を目途に交付の可否を通知します。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

⑥ 補助金の振り込み(センター)

交付決定後、補助金を指定口座に振込みます。

- ※ 後日、アンケートをお願いすることがあります。ご協力のほどお願いします。

(5)留意事項

- ・ この補助金の対象になれるのは1回限りです。(視察者・同行者とわず)
- ・ **移住及び視察の相談者名、補助金申請者名と振込口座名義、領収書、請求書等のあて名は、すべて同じ**である必要があります。
- ・ 補助金の申請書類に記載する通貨の単位は、日本国通貨(円)に限ります。
- ・ 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、決定を取り消します。この場合、申請者は、久留米市に補助金を返還しなければなりません。

(6)申請の受付場所・お問い合わせ先

〒830-8520 久留米市城南町15番地3 久留米市役所9階

久留米市 移住定住促進センター(総合政策部 広報戦略課内)

TEL:0120-888-748(フリーダイヤル)、0942-30-9228

FAX:0942-30-9703

E-Mail:teiju@city.kurume.lg.jp

【受付時間】月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)8時30分から17時15分まで

※ 個人情報を含むので、申請書等を郵送する場合は簡易書留をお勧めします。